

商 品 名 (愛 称)	がん検診応援定期預金 メディカルチェック
販 売 対 象	・20歳以上の個人・個人事業主のお客さまで、がん検診を受けられた方。 ※原則1年以内にがん検診を受診された方を対象とさせていただきます。
預 金 種 類	・スーパー定期(元金継続または元利金継続)
預 入 期 間	・1年
取 扱 期 間	・取扱期間をもって販売しますので窓口等にご確認ください。
預 入 (1) 預 入 方 法	・一括預入 ※お預入はお一人様一店舗、一口座のみとさせていただきます。 ※新規のお預入のみのお取扱いとさせていただきます。(現在当金庫にお預入の定期預金からのお振替えはできません。)
(2) 預 入 金 額	・新規預入10万円以上100万円以内
(3) 預 入 単 位	・1円単位
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利	・固定金利 店頭表示金利プラス0.1%(年利) ※新規にお預入時のみ上乗せ金利を適用し、満期後は満期日当日の店頭表示金利を適用します。
(2) 利 払 方 法	・スーパー定期の利払方法を適用します。
(3) 計 算 方 法	・スーパー定期の計算方法を適用します。
税 金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手 数 料	—
付 加 可 能 特 約 事 項	・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 方 法	・スーパー定期の中途解約利率を適用します。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・窓口までお問い合わせください
そ の 他 参 考 と なる 事 項	・他の上乗せ金利との併用はできません。
預 金 保 険 について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

商 品 名 (愛 称)	がん検診応援定期預金 メディカルチェック																																
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室(9時～17時):電話(0855-22-1851)へお申し出ください。</p> <p>* お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p> <table border="1" data-bbox="555 725 1302 1084"> <thead> <tr> <th colspan="2">全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>受付媒体</td> <td>電話、手紙、面談</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p> <table border="1" data-bbox="370 1344 1487 1971"> <thead> <tr> <th colspan="4">東京三弁護士会</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>東京弁護士会 紛争解決センター</th> <th>第一東京弁護士会 仲裁センター</th> <th>第二東京弁護士会 仲裁センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3581-0031</td> <td>03-3595-8588</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table>			全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談	東京三弁護士会				名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00
全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)																																	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7																																
電話番号	03-3517-5825																																
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00																																
受付媒体	電話、手紙、面談																																
東京三弁護士会																																	
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター																														
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3																														
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249																														
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00																														

商 品 名 (愛 称)	がん検診応援定期預金 メディカルチェック
	<p>東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/)をご覧ください。</p> <p>(1)現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2)移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

日本海信用金庫